### <医療機関等ベンダ様向け>

医療機関等における運用等の整理案はP28~P43をご参照ください。

医療機関等におけるオンライン資格確認の運用は、医療保険のオンライン資格確認の運用を基調とし、本紙では医療扶助独自運用のみ記載します。



### オンライン資格確認に関する運用等の整理案(医療扶助版)

2022年12月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本資料は、医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に向けて、令和3年度の調査研究事業及び令和4年度の周知広報等事業において、福祉事務所における資格登録や医療機関等における資格確認の運用等について検討した内容を整理したものである(今後の整理により、本資料の更新があり得る)。

### 医療扶助のオンライン資格確認の運用対象範囲

• 医療扶助のオンライン資格確認については、令和6年3月に本格運用開始を予定している。但し、令和6年2月に検証運用を開始するため、令和6年2月までにシステム改修・運用テスト等の対応を終える必要がある。



# 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要(第4回 医療扶助に関する検討会資料より抜粋)

### 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

#### 改正の趣旨

(令和3年法律第66号)

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

#### 改正の概要

- 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し
- (1)後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】
  - 後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。 ※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。 ※長期頼回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。
- (2)傷病手当金の支給期間の通算化 【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3)任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】 任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格要失を可能とする。

#### 2. 子ども・子育て支援の拡充

- (1)育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】
- 短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。
- (2)子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入 【国民健康保険法、地方税法】 国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。
- 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)
- ○保健事業における健診情報等の活用促進 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】
  - ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

#### 4. その他

- (1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】
- (2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険注】
- (3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

#### 施行期日

- 令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、
- 2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)令和3年6月3日参議院厚生労働委員会(第4回 医療扶助に関する検討会資料より抜粋)

## 全世代対応型の社会保障制度を構築するための 健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄) 令和3年6月3日参議院厚生労働委員会

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

(参考)医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得の促進等の取組について(令和3年10月14日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡) – 概要 –

#### (1)取組方法

- 訪問調査等の機会に、マイナンバーカードの保有状況を確認。 未取得の者にカード保有の必要性やメリットを説明し、QR コード付き申請書(事前に住民制度担当課に依頼し発行)を手 交。可能な範囲で、申請書の作成や写真撮影の支援など申請を サポート。
- 申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が 届くこと、マイナンバーカードを受け取るには、原則、交付場 所に来庁し本人確認が必要であることなども併せて説明。



#### (2) マイナンバーカードの保有状況の確認について

- マイナンバーカードの取得状況については、マイナンバーカードの所管部署と協議の上、
  - ① 住民制度担当課等に設置の統合端末にてカード交付者の一覧を出力し、被保護者のリストと突合
    - ※ 都道府県は、管内町村と協議の上、被保護者のリストを渡し、カード交付者の一覧との突合を依頼
  - ② 世帯訪問前に予めマイナンバーカード所管部署に対して当該世帯員の保有状況を個別に照会等の方法に より、取得する。

#### (3)取組時期等

令和4年度中に全ての被保護者がマイナンバーカードを保有することを目指し取り組む。

## 医療扶助のオンライン資格確認の実現方式

### - 実現方式のイメージ

### 医療扶助のオンライン資格確認の導入方針

- 医療扶助のオンライン資格確認においては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
  - 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。
  - 上記に必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する。
  - オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録し、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。

事務コストの低減

【期待される効果】

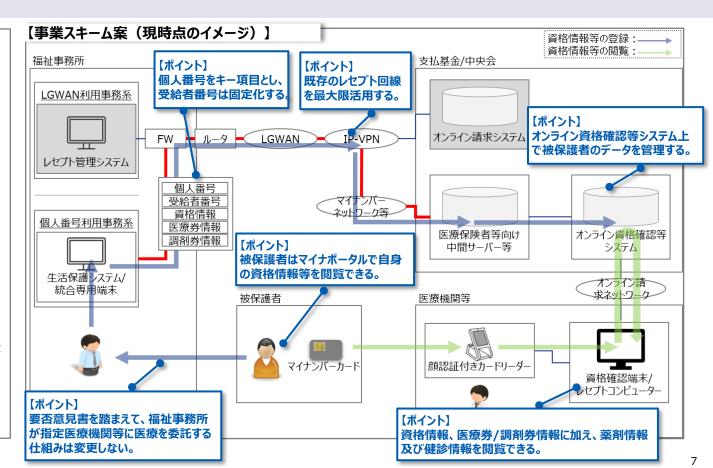
- 紙の医療券/調剤券の発行業務の削減
- 紙の医療券/調剤券を受領する業務の削減
- 診療報酬の再審査請求業務の削減

#### より良い医療の提供

- 薬剤情報の閲覧
- 健診情報の閲覧
- 医療扶助のデータのNDBへの連携

#### ・制度の信頼性の向上

- 医療保険と同様の本人確認(顔認証等の活用)による確実な資格確認
- 頻回受診の傾向がある被保護者等の迅速な 把握/指導



医療扶助のオンライン資格確認における、業務・システム等の運用課題については、福祉事務所・医療関係者等の意見を踏まえて整理を行い、以下の通りの運用とする。

検討が不十分な部分は引き続き運用方針の検討を行う。

項番	分類	件名	課題内容	運用
0-1	_	医療扶助のオンライン資 格確認の対象証	柔道整復等で利用する「施術 券」も対象とするか。	令和5年度の医療扶助のオンライン資格確認においては、医療券/調剤券のみを対象とする。
0-2	_	外国籍の被保護者の取り扱い	医療扶助のオンライン資格確認 は、外国籍の被保護者も対象と するか。	現行の運用を踏まえ、外国籍の被保護者について も、オンライン資格確認の対象とする。

項番	分類	件名	課題内容	運用
1-1	I.資格情報及び医 療券/調剤券情報の 登録	資格情報・医療券/調 剤券のデータ連携頻度	どのタイミング・頻度で、福祉事務所→医療保険者等向け中間サーバー等に対して資格情報・医療券/調剤券情報を連携するか。	・資格情報の連携は、原則保護の決定時点で行うこととする。 ※医療扶助の決定の有無にかかわらず、全ての被保護者の資格情報を登録する(個人番号を把握できない被保護者を除く)。 ・また、医療券/調剤券情報の連携は、原則医療扶助の決定時点で行う。
1-2	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報・医療券/調 剤券の登録範囲	マイナンバーカードを取得していない被保護者についても、福祉事務所→医療保険者等向け中間サーバー等に対して資格情報・医療券/調剤券情報を連携するか。	カードを取得していない被保護者を含め個人番号を把握できる全ての被保護者について、資格情報・医療券/調剤券情報を登録する。 ※被保護者がマイナンバーカードを取得した後、速やかにオンライン資格確認に移行できるようにするため。
1-3	I.資格情報及び医 療券/調剤券情報の 登録	資格情報・医療券/調 剤券情報の管理期間	医療保険者等向け中間サー バー等で管理する資格履歴 (資格情報・医療券/調剤券 情報)の管理期間をどうするか。	医療保険者等向け中間サーバー等・オンライン資格確認等システム上で管理する被保護者の資格履歴の保管期間については、医療保険のオンライン資格確認と同様の保管期間(資格喪失後10年を予定)とする。
1-4	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	紙の医療券/調剤券を 発行するユースケース	紙の医療券/調剤券を発行する ユースケースの整理が必要。	紙の医療券/調剤券の発行が必要となるユースケースの例は以下の通り。 ・オンライン資格確認に対応していない医療機関等を委託先医療機関等にする場合 ・被保護者がマイナンバーカードを保持していない場合 ・被保護者の個人番号を入手できない場合等

	/\w <del>-</del>	m	=m = +	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
項番	分類	件名	課題内容	運用
1-5	I.資格情報及び医 療券/調剤券情報の 登録	受給者番号の固定化	保護の停止/廃止後、再度保護が決定された被保護者への受給者番号の採番方法をどうするか。	データの一意性を確保するため、被保護者個人単位で受給者番号を固定する。 また、同一福祉事務所内で1度被保護者に採番した受給者番号を他の被保護者に採番することはできない運用とする。
				同一福祉事務所内、同一の個人番号の被保護 者に対して保護の再開・再決定時に、過去にその 被保護者に採番していた受給者番号を再度利用 するかは、付帯作業/留意事項の内容を参考にし つつ、福祉事務所ごとに判断する。
1-6	I.資格情報及び医 療券/調剤券情報の 登録	利用できる文字コード	どの文字コードを利用できるのか。	UTF-8 のみ利用できる。 ※生活保護システム等でIFファイルを作成する際に、 文字コードの変換処理等が必要になる可能性がある。 ※オンライン資格確認等システムから医療機関等 システムに提供する情報は、JIS第1・第2水準内 とする。
1-7	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の 登録	要否意見書有効期間 内の継続発行処理の可 否	要否意見書有効期間が月を跨 ぐ場合、医療券/調剤券情報の 登録をどのように行うか。	医療券/調剤券情報は、月ごとにレコードを分けて登録する。  (例) 要否意見書有効期間:令和4年4月1日 ~令和4年5月31日 以下2つの医療券情報を登録する。 ・医療券情報①(有効期間4月1日~4月30日)・医療券情報②(有効期間5月1日~5月31日)

項番	分類	件名	課題内容	運用
1-8	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	オンライン資格確認対応済み医療機関等マスタの管理	福祉事務所において、どのようにオンライン資格確認対応医療機関等を把握するか。	・厚生労働省の「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16 743.html)を、オンライン資格確認対応済み医療機関等マスタとして利用する。 ・福祉事務所においては、職員の操作により、生活保護システムに上記のマスタを取り込み、オンライン資格確認対応済み医療機関等を把握する。 ・福祉事務所におけるマスタの更新頻度は月次を想定。 ・本庁でオンライン資格確認対応済み医療機関等のマスタを管理し、そのマスタを本庁から各福祉事務所に配布する運用も可能とする。 ※「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」は、オンライン資格確認が利用できる医療機関等を確認するための参考情報として利用する。医療扶助のオンライン資格確認が利用できるか否かは、福祉事務所と医療機関等の間で個別に確認を実施してください。

項番	分類	件名	課題内容	運用
1-9	I.資格情報及び医 療券/調剤券情報の 登録	保護の停止・再開(保 護の再決定)時のデー タ更新	保護の停止時の運用をどうする か。	データ上、保護の停止時には、保護の廃止時と同様に、資格情報・医療券/調剤券情報を無効の状態に更新する。
				(運用イメージ) ・保護の停止時:資格喪失年月日等を登録する。 ・保護の再開時:新規で資格情報等を登録する。
1-10	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の 登録	公費負担者番号の設 定	1福祉事務所で複数の生活保 護の公費負担者番号を利用し ている場合の対応。	・複数の公費負担者番号を利用する福祉事務所においては、加入者資格情報・医療券/調剤券情報に最新の公費負担者番号を登録する。 ・具体的には、(例) 区費分の公費負担者番号(12000001)→都費分の公費負担者番号(12000010)に変更された際に、最新の公費負担者番号を用いて加入者資格情報・医療券/調剤券情報を更新する運用とする。

項番	分類	件名	課題内容	運用
1-11	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	DV対象者の情報・機 微な診療情報の取扱い	医療技助併用の被 保護者がで、   は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、	<医療扶助単独の場合> ・自己情報提供不可フラグ:医療保険と同様に、最新の福祉事務所の設定値で情報提供可否を判断する。 ※「最新の福祉事務所」は加入者資格情報の「資格取得年月日」をもとに判断する。 ・不開示該当フラグ:医療保険と同様に、過去いずれかの福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、その他の福祉事務所でも情報提供を制御する。  〈医療保険/医療扶助併用の場合〉・自己情報提供不可フラグ:最新の保険者・福祉事務所のどちらか一方でもフラグが設定されている場合、情報を提供しない。 ・不開示該当フラグ:医療保険と同様に、過去いずれかの保険者・福祉事務所で1つでもフラグが有効な場合、その他の保険者・福祉事務所でも情報提供を制御する。

項番	分類	件名	課題内容	運用
1-12	I.資格情報及び医療券/調剤券情報の 登録	生年月日不明の被保 護者分の資格情報等の 登録	生年月日不明の被保護者分の 資格情報等における、データ項 目「生年月日」の登録をどうする か。	現行の運用の中で、推定生年月日を登録している被保護者の情報については、医療扶助のオンライン資格確認導入後も継続して当該推定生年月日を医療保険者等向け中間サーバー等に登録する。 一方で、現行の運用の中で、生年月日を全く把握していない場合(空白や不詳で登録している場合)は、生年月日欄に「1900-01-01」を登録して、医療保険者等向け中間サーバー等にデータ連携を行う。 ※なお、紙の医療券/調剤券の生年月日欄には、西暦「1900-01-01」ではなく、和暦「明治33年1月1日」を出力することも可能。

項番	分類	件名	課題内容	運用
2-1	Ⅱ.健診情報の登録	健康増進法に基づく健 診情報のデータ連携頻 度	どのタイミング・頻度で、福祉事務所→特定健診等データ収集 システムに対して健康増進法に 基づく健診情報を連携するか。	以下のとおり、2種類のデータを登録する。 ①医療機関等及びマイナポータルで閲覧するためのデータ(随時登録用データ)を、月次等で登録する。 ②NDB等に連携するためのデータ(実績登録用データ)を、年次で登録する。
2-2	Ⅱ.健診情報の登録	自治体独自の健診項 目の取扱い	自治体独自の健診項目を登録 対象に含めるか。	今後、福祉事務所システム(生活保護システム等)上は標準化された健診項目が管理されることになるため、 自治体独自の健診項目は登録対象外とする方針。
2-3	Ⅱ.健診情報の登録	被保護者の健診情報の引き継ぎ	福祉事務所はどの範囲まで被保 護者の健診情報を引き継ぐか。	福祉事務所は、別の福祉事務所が登録した被保護者の健康増進法による健診情報のみ引き継ぎを実施する。 ※福祉事務所は、医療保険者等が登録した特定健診情報を引き継ぐことができない。また、医療保険者等は、福祉事務所が登録した健康増進法による健診情報を引き継ぐことができない。

T	Дит	IIL A	===+	Variet
項番	<b>分類</b>	件名	課題内容	運用
3-1	Ⅲ.資格確認	マイナンバーカードの保 険証・医療券/調剤券 利用の初回登録	医療保険・医療扶助間の制度 異動時に、初回登録を必要とす るか。	医療保険・医療扶助間の制度異動時の初回登録は不要にする方針。 ※医療保険の資格取得 → 初回登録 → 医療保険の資格喪失 → 医療扶助の資格取得 → (二度目の初回登録不要) → マイナンバーカードを医療券/調剤券として利用できる(上記と逆の資格異動時も同様)。
3-2	Ⅲ.資格確認	医療扶助の中で複数の 資格情報が有効である 場合の対応	医療扶助の中で複数の資格情報が有効である場合、新旧どちらの資格情報を優先するか。	資格情報(加入者資格情報)の「資格取得年 月日」が最新の資格情報を優先して連携・表示する仕組みとする(医療保険のオンライン資格確認と同様の運用)。
3-3	Ⅲ.資格確認	顔認証付きカードリー ダーの操作	被保護者についても、限度額情報の提供可否に係る画面が表示されるのか。また、仮に「提供する」を押下した場合、エラー等が表示されるのか。	医療保険・医療扶助併用の被保護者は、限度額情報が登録される可能性があるため、限度額情報の画面遷移・表示自体は現行の仕組みを踏襲する。 医療扶助単独の被保護者に対しては「提供しない」ボタンを押下するように周知する。
3-4	Ⅲ.資格確認	未委託の医療機関等で の資格情報等の閲覧	未委託の医療機関等では、医療券/調剤券情報を表示しない ことが望まれる。	委託を受けた医療機関等のみ、医療券/調剤券情報を閲覧できることとする。 但し、未委託の医療機関等での資格確認時も、 福祉事務所への電話照会等に必要な情報(被 保護者の氏名・保護を受けている福祉事務所名 等)に限り閲覧できることとする。
3-5	Ⅲ.資格確認	未委託の医療機関等で の診療	未委託の医療機関等では診療 が行えなくなるのか。	・医療扶助は、福祉事務所が指定した委託先医療機関で受診することが原則であることは変更ない。 ・一方で、緊急の場合等、受診後に医療機関等から福祉事務所へ連絡する等の運用も踏まえて、 未委託の医療機関等でも診療を行うことができる。

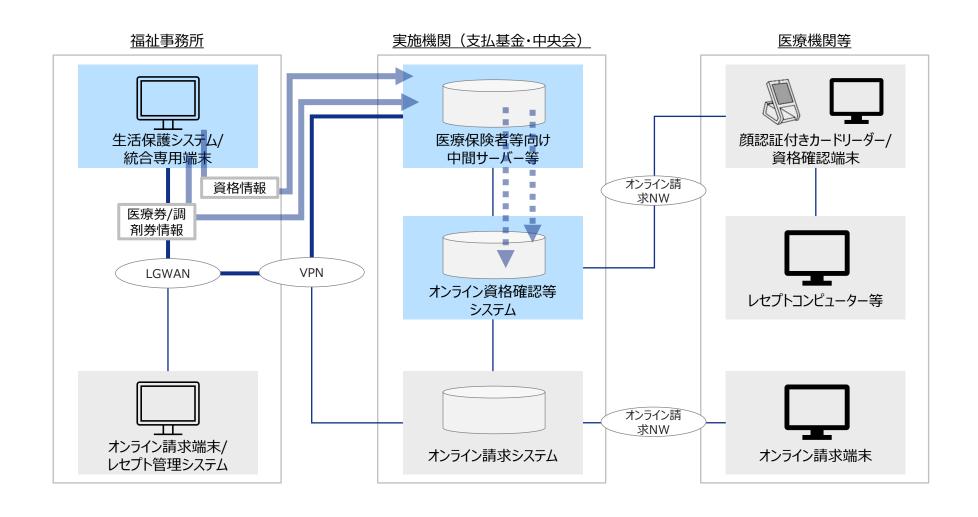
項番	分類	件名	課題内容	運用
3-6	Ⅲ.資格確認	委託先資格情報の一 括取得	医療機関等は、事後的に登録 された医療券/調剤券情報をど のように閲覧するか。	未委託の状態での受診後等に、医療券/調剤券情報が事後的に登録された場合等は、医療機関が委託先資格情報の一括取得を実施することで、被保護者の再来院を不要としたうえで事後的に資格確認を実施する運用とする。
3-7	Ⅲ.資格確認	委託先資格情報の一 括取得の対応(詳 細)	未委託且つ初診の月の委託先 資格情報の一括取得において、 診察時に登録した患者情報⇔ 一括取得で取得した医療券/調 剤券情報を、どのように被保護 者単位で紐付けるか。	診察時に登録した患者情報⇔一括取得で取得した医療券/調剤券情報を目検し、氏名・年齢・性別等から情報の紐付を行う。
3-8	Ⅲ.資格確認	処方箋を利用したオンラ イン資格確認	薬局は、処方箋に記載された情 報でもオンライン資格確認を実 現できるか。	医療保険と同様に、処方箋に必要な情報(公費 負担者番号・受給者番号・生年月日)が記載されている場合は、受給者番号等によるオンライン資格確認を可能とする。 ※処方箋には、原則として公費負担者番号・受給者番号・生年月日が記載されるため、処方箋を利用した受給者番号等によるオンライン資格確認の実施が可能である想定。
3-9	Ⅲ.資格確認	医科歯科併設医療機 関での対応	未委託の制御及び委託先資格情報の一括取得の仕組みを加えることにより、医科歯科併設の医療機関等では委託を受けているにも関わらず照会コード(医療機関コード)が医療券/調剤券情報の指定医療機関コード異なる場合に、未委託として判定されることが懸念される。	オンライン資格確認等システム上で医科・歯科併 設の医療機関マスタを管理することで、左記の課題 に対応する。

項番	分類	件名	課題内容	運用
3-10	Ⅲ.資格確認	利用できる文字コード	どの文字コードを利用できるのか。	医療保険のオンライン資格確認と同様に、Shift JIS/UTF-8を利用できる。
3-11	Ⅲ.資格確認	照会番号の登録	医療保険→医療扶助に資格異動した際に、照会番号の再登録 が必要か。	医療保険加入時に照会番号を登録している場合、 医療扶助への資格異動時に照会番号の再登録 は不要とする。

項番	分類	件名	課題内容	運用
4-1	Ⅳ.資格確認実績 (ログ情報)の連携	資格確認実績(ログ情報)の連携頻度をどうするか。	どのタイミング・頻度で、医療保 険者等向け中間サーバー等→ 福祉事務所に対して資格確認 実績(ログ情報)が連携される か。	医療保険者等向け中間サーバー等→生活保護システム/統合専用端末に対しては、日次で前日分の資格確認実績(ログ情報)を連携できる仕組みとする。
4-2	IV.資格確認実績 (□グ情報)の連携	資格確認実績(ログ情 報)の活用方法	資格確認の実績は、受診の実 績ではないため、資格確認実績 (ログ情報)だけでは頻回受診 者を特定できない。	資格確認実績(ログ情報)では、頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、一次スクリーニングとして有用である想定。 資格確認回数があまりにも多い、又は未委託で資格確認を繰り返している場合は当該情報をもって早期に状況把握や、助言等を行う余地がある。 頻回受診者の精緻な特定については、引き続き現行通りレセプト情報を分析して対応することとする。

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 ( I )

- 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録
- 福祉事務所は、生活保護の保護決定時に医療扶助の資格情報を登録する。
- 福祉事務所は、**医療扶助の決定時に医療券/調剤券情報**を登録する。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-4:紙の医療券/調剤券を発行するユースケース

- ①委託先医療機関等がオンライン資格確認に対応していない、②被保護者がマイナンバーカードを保持していない、 ③被保護者の個人番号を入手できない場合等は、現行通り紙の医療券/調剤券による資格確認を継続して行う。
- 但し、福祉事務所が被保護者の個人番号を入手できる①・②等のユースケースでは、医療保険者等向け中間サーバー等に対して、被保護者の資格情報・医療券/調剤券情報を登録する運用とする。

### 運用

紙の医療券/調剤券の発行対象のユースケース(例)

#### 福祉事務所

医療機関等/被保護者

オンライン資格確認に対応していない医療機関等を委託先医療機関等に指定する場合

- 現行通り紙の医療券/調剤券を発行する。
- 被保護者の個人番号を入手できる ため、医療保険者等向け中間サー バー等に対して、被保護者の資格 情報・医療券/調剤券情報を登録 する。
- 現行通り紙の医療券/調剤券で資格確認を行う。

♥ 被保護者がマイナンバーカードを保持していない場合

- 現行通り紙の医療券/調剤券を発行する。
- 被保護者の個人番号を入手できる ため、医療保険者等向け中間サー バー等に対して、被保護者の資格 情報・医療券/調剤券情報を登録 する。
- 現行通り紙の医療券/調剤券で資格確認を行う。
- ※但し、医療機関等で処方箋等の 情報により受給者番号等が把握で きる場合は、受給者番号等による オンライン資格確認も実施可能。

③ <u>被保護者の</u>個人番号を入手できない場合

- 現行通り紙の医療券/調剤券を発行する。
- 現行通り紙の医療券/調剤券で資格確認を行う。

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-5:受給者番号の固定化

- 医療保険の被保険者証記号・番号・枝番等と同様に、被保護者個人単位で受給者番号を固定する。※同一の被保護者であっても、医療券/調剤券毎に受給者番号を変更している福祉事務所においては、運用の見直しが必要。
- また、同一の福祉事務所内で<u>過去に被保護者(A)に採番した受給者番号を、異なる被保護者(B)に採番すること</u>はできない。
  - ※同一の被保護者については、例えば、生活保護の廃止となった後に再度生活保護を受給するようになった場合等に、廃止前の受給者番号を採番することは可能。

### 運用

### • 被保護者個人単位で受給者番号を固定する (保護の廃止/停止まで継続して同じ受給者 番号を利用する)。

※公費負担者番号:12131111

※受給者番号:1111111

#### 付帯作業/留意事項

#### 【留意事項】

• 同一の福祉事務所内で過去に被保護者(a)に採番した受給者番号を、異なる被保護者(b)に採番することはできない。

#### 2

保護の再開・保護の再決定時

保護の決定~保護の停止/廃止

※被保護者:a

※被保護者:a

※福祉事務所:A

※福祉事務所:A

• ①と同じ受給者番号を採番する。

※公費負担者番号:12131111

※受給者番号:1111111

### • ①と異なる受給者番号を採番する。

※公費負担者番号:12131111

※受給者番号: 2222222

#### 【付帯作業】

• ②の保護再開時に、①で登録していた過去の情報を紐づけて②の資格情報等を登録する必要がある。

#### 【付帯作業】

\_

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-8:オンライン資格確認対応済み医療機関等マスタの管理 (1/2)

- 福祉事務所において、指定先医療機関がオンライン資格確認に対応しているか否か確認するために、厚生労働省が 公開する「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」を利用することとする。
- ・ 福祉事務所では、「マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」をオンライン資格確認対応 済み医療機関等マスタとして管理する必要</u>がある。

#### 福祉事務所における運用

オンライン資格確認対応済み医療 機関等マスタの出元 • 厚生労働省が公開する「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」をオンライン資格確認対応済み医療機関等マスタとして利用する。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/index 16743.html)

オンライン資格確認対応済み医療 機関等マスタの更新方法 (福祉事務所側)

- 福祉事務所は、「マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」をダウンロードし、生活保護システムに取り込み、オンライン資格確認対応済み医療機関等を把握できる仕組みとする。
  - ※福祉事務所は、オンライン資格確認対応済み医療機関等以外の医療機関等を指定 医療機関とする場合も、医療券/調剤券情報を医療保険者等向け中間サーバー等に 登録する。
  - ※上記の通り、医療券/調剤券情報には、オンライン資格確認対応済み医療機関等以外の医療機関等を指定医療機関として登録することも可能。但し、この場合、紙の医療券/調剤券の発行が必須となる。

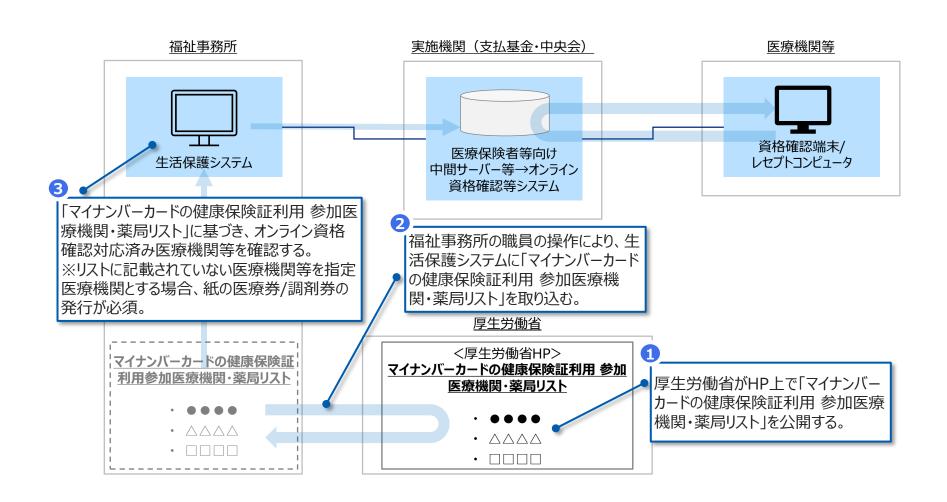
オンライン資格確認対応済み医療 機関等マスタの更新頻度 (福祉事務所側)

- 現行の医療券/調剤券の発行が月次で行われる業務を考慮して、福祉事務所におけるマスタの更新頻度も月次での運用を基調とする。但し、福祉事務所ごとに決定できることとする。
- マスタの更新タイミング(月初とするか、月末とするか等)は、福祉事務所ごとに 決定する運用を想定。

<sup>※「</sup>マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」は、オンライン資格確認が利用できる医療機関等を確認するための参考情報として利用する。 医療扶助のオンライン資格確認が利用できるか否かは、福祉事務所と医療機関等の間で個別に確認を実施してください。

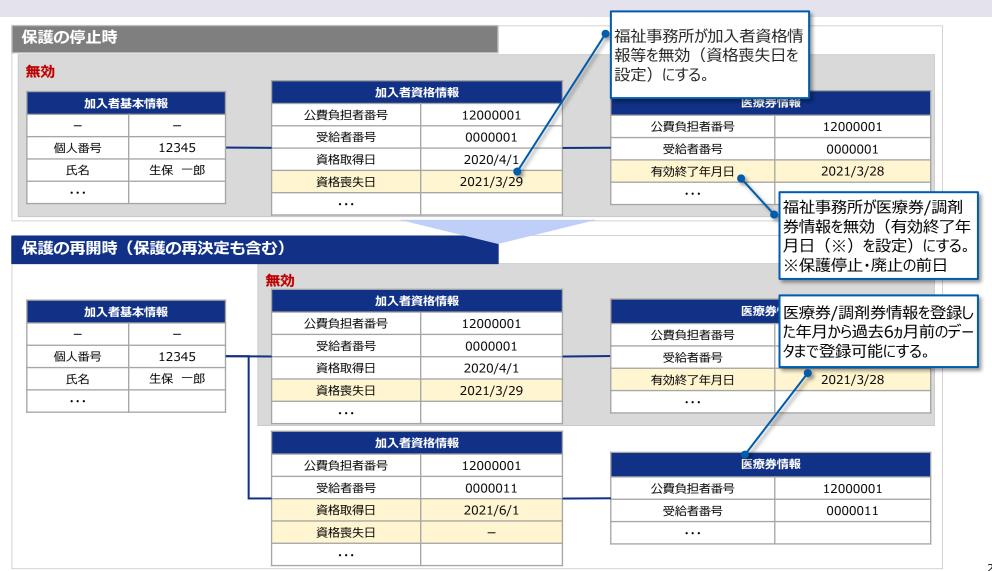
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-8:オンライン資格確認対応済み医療機関等マスタの管理 (2/2)

現行、本庁(都道府県等)が医療機関マスタを作成・管理し、各福祉事務所は本庁から配布された医療機関マスタを利用している場合、本庁(都道府県等)にて「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」を取得・管理し、医療機関マスタと併せてリストを配布する運用も可能である。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-9:保護停止・再開 (保護の再決定)時のデータ更新

- 保護の停止時、福祉事務所は保護の廃止と同様に加入者資格情報・医療券/調剤券情報を無効の状態に更新する。
- 保護の再開時(保護の再決定)は、新規で加入者資格情報等を登録する。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (I) 項番1-10:公費負担者番号の設定

- 複数の公費負担者番号を利用する福祉事務所においては、加入者資格情報・医療券/調剤券情報に最新の公費負担者 番号を登録する。
- 具体的には、(例)区費分の公費負担者番号(12000001)→都費分の公費負担者番号(12000010)に変更された際に、最新の公費負担者番号を用いて加入者資格情報・医療券/調剤券情報を更新する運用とする。

### 変更前: 区費分の公費負担者番号利用

加入者基本情報	
_	_
個人番号	12345
氏名	生保 一郎

加入者資格情報	
公費負担者番号	12000001
受給者番号	0000001
資格取得日	2020/4/1
資格喪失日	_

	医療券情報	
	公費負担者番号	12000001
-	受給者番号	0000001
	有効開始年月日	2020/4/1
	有効終了年月日	2020/4/30

### 変更後:都費分の公費負担者番号利用

無効

加入者基本情報	
_	_
個人番号	12345
氏名	生保 一郎

加入者資格情報		
公費負担者番号	12000001	
受給者番号	0000001	
資格取得日	2020/4/1	
資格喪失日	2020/4/16	

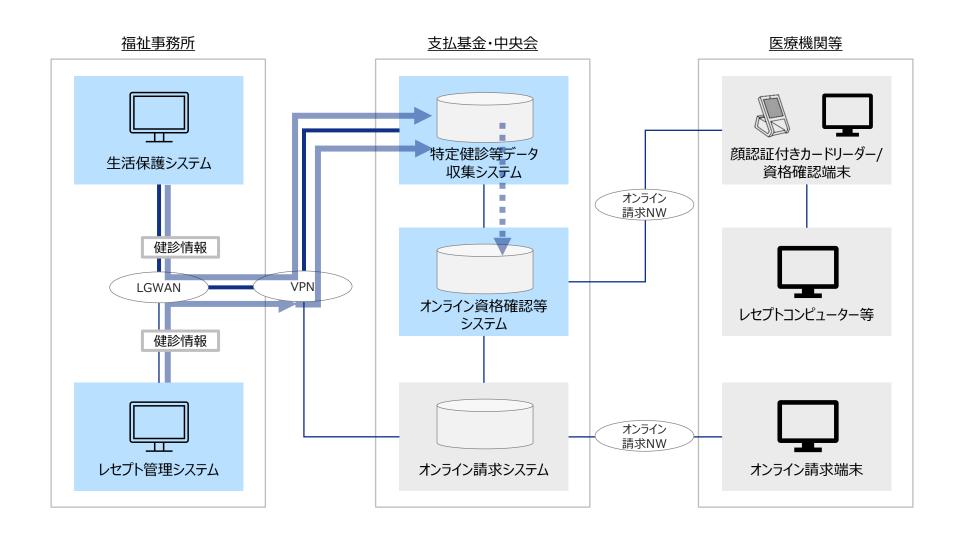
公費負担者番号	12000001	
受給者番号	0000001	
有効開始年月日	2020/4/1	
有効終了年月日	2020/4/15	

加入者資格情報	
公費負担者番号	12000010
受給者番号	0000001
資格取得日	2020/4/16
資格喪失日	_

医療券情報	
公費負担者番号	12000010
受給者番号	0000001
有効開始年月日	2020/4/16
有効終了年月日	2020/4/30

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅱ)

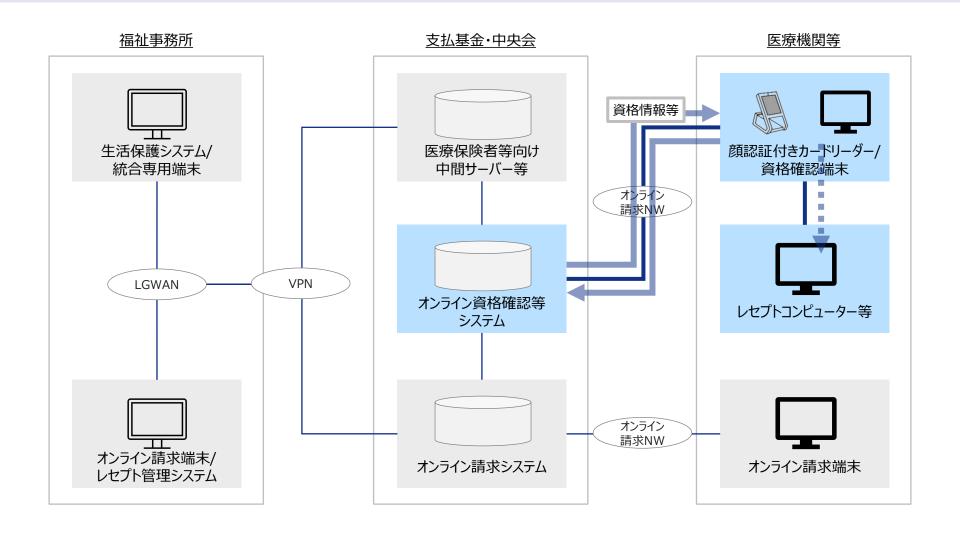
- ー 健診情報の登録
- 既に被保護者健康管理支援事業において、レセプト管理システムで被保護者の健診情報を管理している福祉事務所 も存在することから、**健診情報の連携は生活保護システム及びレセプト管理システムから選択できる**こととする。



## 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ)

### - 資格確認

- 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで被保護者が行う操作は医療保険のオンライン資格確認と同様にする方針。
- 未委託の医療機関等での受診については、未委託であることが医療機関等に伝わるようにしつつ、現行、福祉事務 所への電話等による確認が行われていることを踏まえて診察を可とする想定。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 医療扶助のオンライン資格確認の概要 (1/5)

• 医療扶助のオンライン資格確認の導入により、新たに②医療扶助単独、③医療保険・医療扶助併用の患者がオンライン資格確認の対象となる。併用の患者は、医療保険・医療扶助の両方の資格を持つ。

#### ①医療保険単独

 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、 後期高齢者医療広域連合、 国家公務員共済組合、地方 公務員共済組合、日本私立 学校振興・共済事業団、市 町村国民健康保険の加入者

#### ②医療扶助単独

生活保護制度の受給者のうち、 ①の医療保険者等の加入し ていない被保護者

### ③医療保険・医療扶助併用

生活保護制度の受給者のうち、 ①の医療保険者等にも加入している被保護者 ※被保護者全体(約200万人)のうち2%程度

### 資格確認で利用する証類 (オンライン資格確認導入 前)

対象者

被保険者証⇒医療保険者等への加入に 併せて発行される

### 医療券/調剤券

⇒原則、生活保護の決定後、 要否意見書の手続きを踏まえ た上で医療扶助が決定され、 都度医療券/調剤券が発行さ れる

⇒医療券は医療機関で、調 剤券は薬局で利用する

- 被保険者証
- 医療券/調剤券
  ⇒原則、被保険者証・医療
  券/調剤券の両方を確認して
  資格確認を行う

# オンライン資格確認等システムから連携される情報

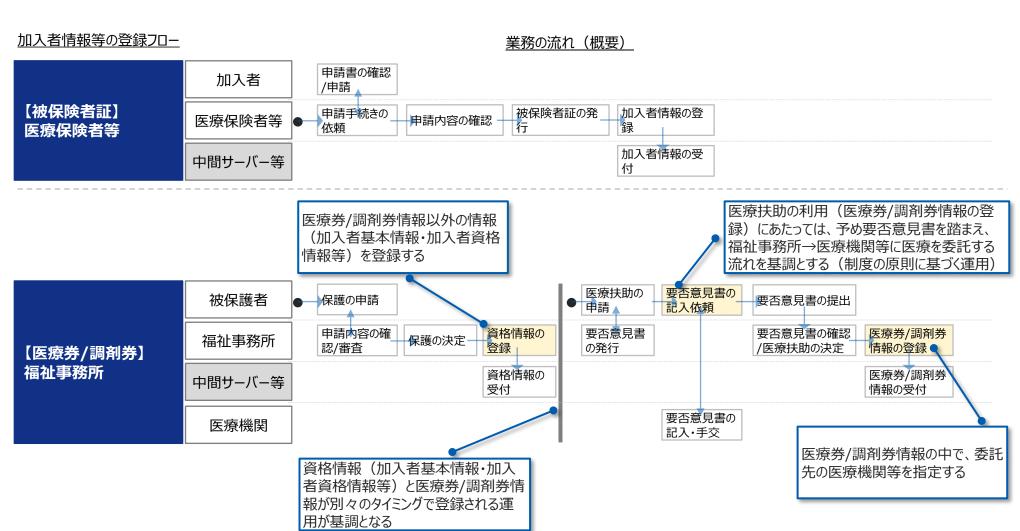
医療保険の資格情報、薬剤・ 特定健診情報が連携される ※医療扶助のオンライン資格 確認の改修を適用した場合、 過去に被保護者であった患者 は、医療扶助の情報も連携さ れる可能性がある

・ 医療扶助の資格情報、薬剤・ 健診情報が連携される ※過去に医療保険に加入して いた患者は、医療保険の情報 も連携される可能性がある

医療保険の資格情報、薬剤・ 特定健診情報に加えて、医療 扶助の資格情報、薬剤・健診 情報が連携される

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 医療扶助のオンライン資格確認の概要 (2/5)

• 医療扶助の医療券/調剤券(医療保険の被保険者証に対応)の情報は、要否意見書を踏まえて、福祉事務所が都度登録する運用(月次等の登録を想定)が基調となる想定。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 医療扶助のオンライン資格確認の概要 (3/5)

 福祉事務所から委託を受けていない医療機関等(未委託の医療機関等)で、被保護者の資格確認が行われた場合、 オンライン資格確認等システム→医療機関等システムに加入者基本情報・加入者資格情報(公費負担者番号・受給 者番号)のみ連携される。

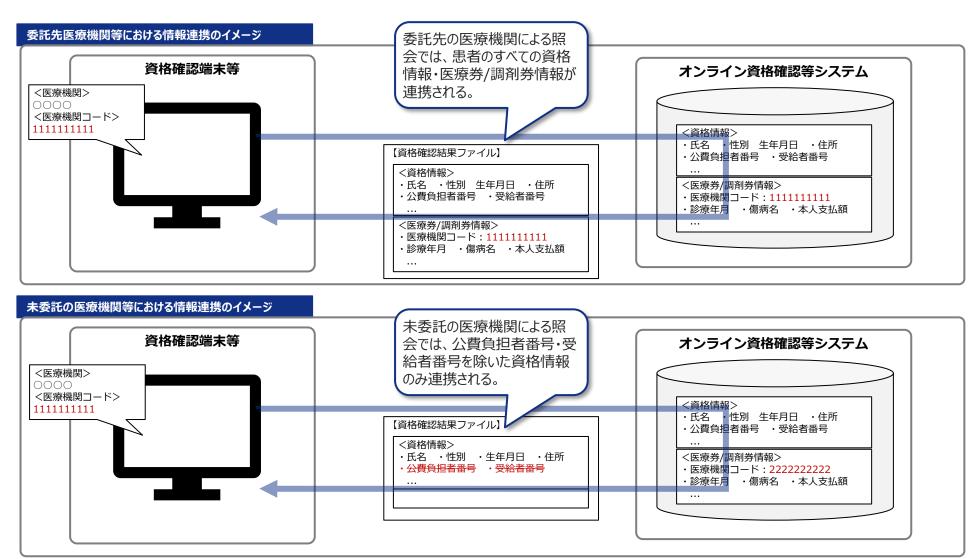
未委託の医療機関等における閲覧可否 データ項目 氏名 氏名(カナ) 性別 加入者基本情報 • 閲覧可 • 牛年月日 住所 郵便番号 等 生活保護が決定された時点で 登録される情報 • 自治体/福祉事務所名 • 閲覧可 公費負担者番号 ※旧し、公費負担者番号、受 受給者番号 加入者資格情報 給者番号は閲覧できない(オ • 資格取得年月日 ンライン資格確認等システムか 資格喪失年月日 ら連携されない) • 資格喪失事由 等 • 公費負担者番号 • 受給者番号 • 有効開始年月日 医療扶助が決定された時点で 医療券/調剤券情報 • 閲覧不可 登録される情報 • 有効終了年月日 指定医療機関コード

傷病名 等

31

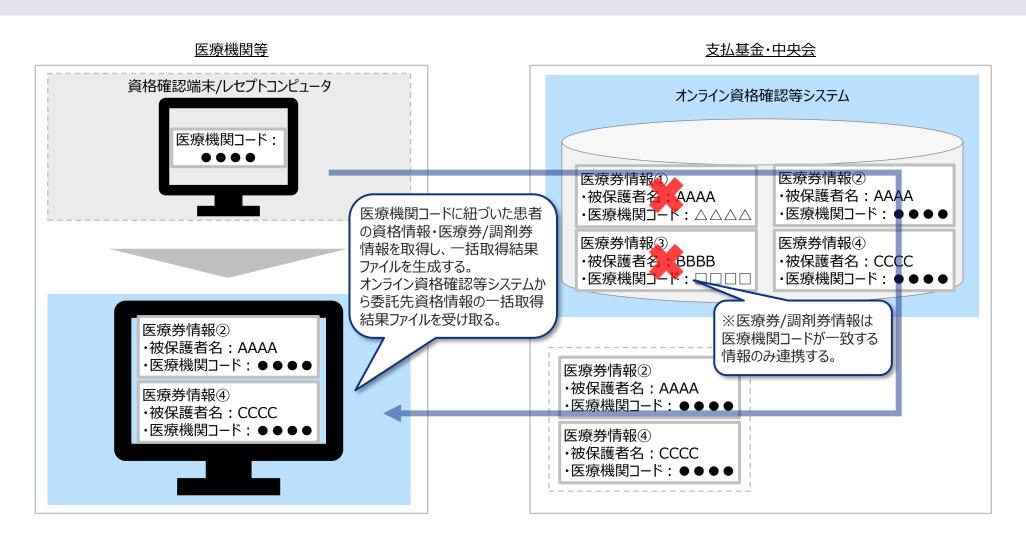
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 医療扶助のオンライン資格確認の概要 (4/5)

医療扶助のオンライン資格確認では、委託先/未委託に応じて医療機関等に連携される情報が異なる。



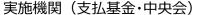
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 医療扶助のオンライン資格確認の概要 (5/5)

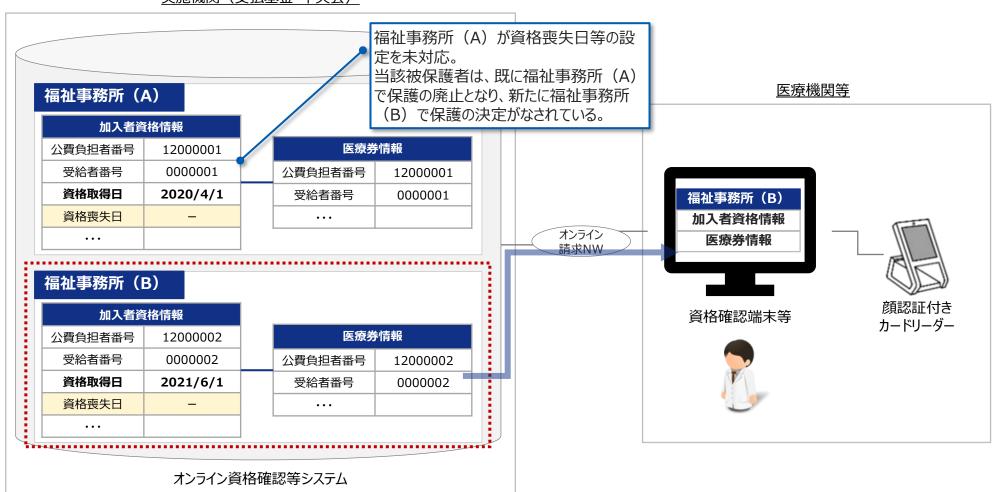
医療機関等は福祉事務所が自機関(医療機関等)を委託先医療機関等として登録した医療券/調剤券情報しか取得できない。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-2:複数の資格情報が有効である場合の対応

• 旧福祉事務所のデータ更新漏れ等により、オンライン資格確認等システム上に複数の有効な資格情報等が存在する場合、「資格取得日」が最新の加入者資格情報等を医療機関等に連携する。





### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (皿) 項番3-4:未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧(1/4)

・未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、未委託の資格確認である旨を表示し且つ受給者番号等 **の診療報酬請求に必要な情報の表示及び取り込みを制限**することで、医療扶助の適切な利用を促進する。

### 背景

#### 医療扶助の適切な利用の促進

• 被保護者が医療扶助を利用する場合、要否意見書の手続きを経た上で、医療券/調剤券の発行後に福祉事 務所が指定した医療機関等(委託先医療機関等)で受診することが原則。

#### 概要

### 未委託の資格確認である旨 の表示

• 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行 われた場合、資格情報等を表示する画面に未委託 の資格確認である旨を表示し、当該被保護者が未 委託の医療機関等で受診をしようとしていることを明 示する。

#### 期待される効果

- 医療機関等の職員が、資格確認を行った被保護者 が未委託であることを容易に確認できるため、医療機 関等→福祉事務所の連携(電話等)を確実に行 **う**ことができる。
  - ※現行では、医療機関等→福祉事務所に電話等 で未委託でも受診してよいか確認を取っている。オン 資導入後も現行の運用を踏襲する想定。

#### 受給者番号等の閲覧制限

• 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行 われた場合、公費負担者番号及び受給者番号を **非表示**とする。

※表示での制限に併せて、データの取り込みも制限 する。

- 診療報酬請求に必要な公費負担者番号及び受給 者番号の閲覧に制限を加えることで、未委託の状態 での診療報酬請求を防止できる。
  - ※受診後に医療券/調剤券情報が登録された場合、 委託先資格情報の一括取得で医療券/調剤券情 報を取得可能。

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-4:未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧(2/4)

• 医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージ 文を表示する機能及び受給者番号等を非表示とする機能については、実装必須の機能とする。

#### **委託先の医療機関等**での資格確認時の表示画面イメージ(案)

〇:この資格は有効です。

照会番号:0000001

公費負担者番号:12000001 福祉事務名:○○市福祉事務所

受給者番号:1010001

氏名:生保一郎 性別:男 生年月日:平成2年1月15日

医療券/調剤券別:医療券 診療年月:令和4年7月

指定医療機関名:●●医療機関 単独/併用別:単独

有効開始年月日:令和4年7月1日 有効終了年月日:令和4年7月31日

傷病名1:XXX 傷病名2:XXX 傷病名3:XXX

#### 未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ(案)

○:この資格は有効です。(医療券/調剤券情報が未登録です。)

照会番号:0000001

公費負担者番号: - 福祉事務名:○○市福祉事務所

受給者番号:-

氏名:生保一郎 性別:男 生年月日:平成2年1月15日

医療券/調剤券別:- 診療年月:-

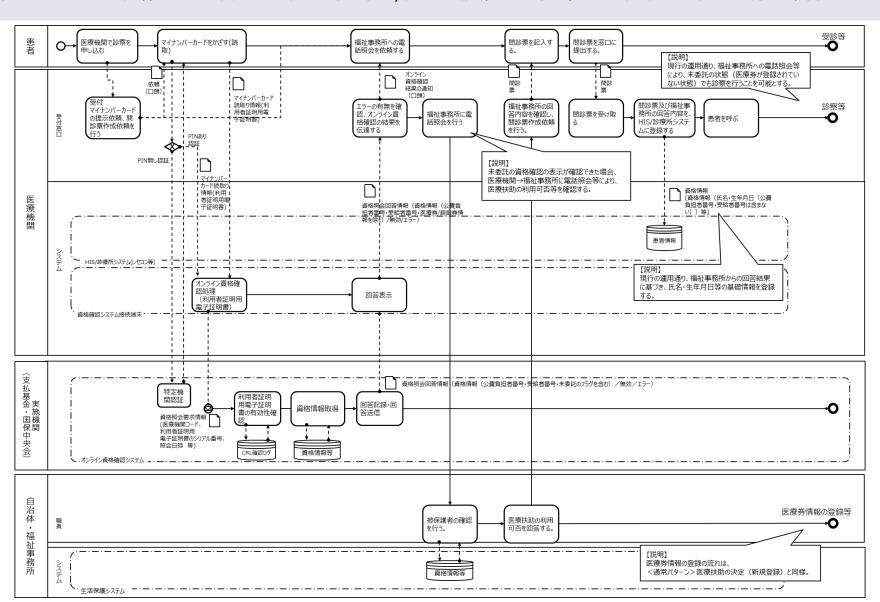
指定医療機関名: - 単独/併用別: -

有効開始年月日:-有効終了年月日:-

傷病名1:- 傷病名2:- 傷病名3:-

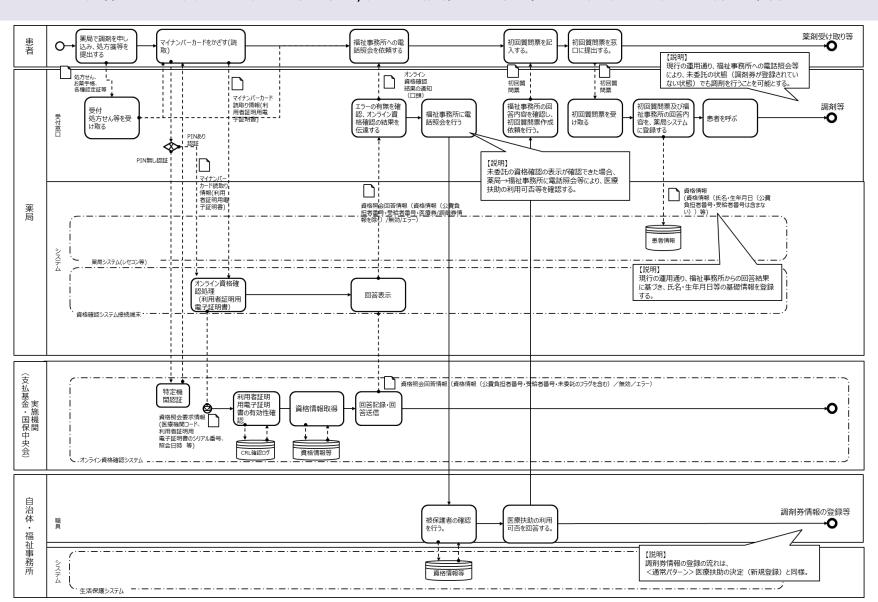
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-4:未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧(3/4)

• 医療機関において被保護者が未委託の状態(医療券/調剤券情報の登録前)で資格確認を行った際の業務フロー



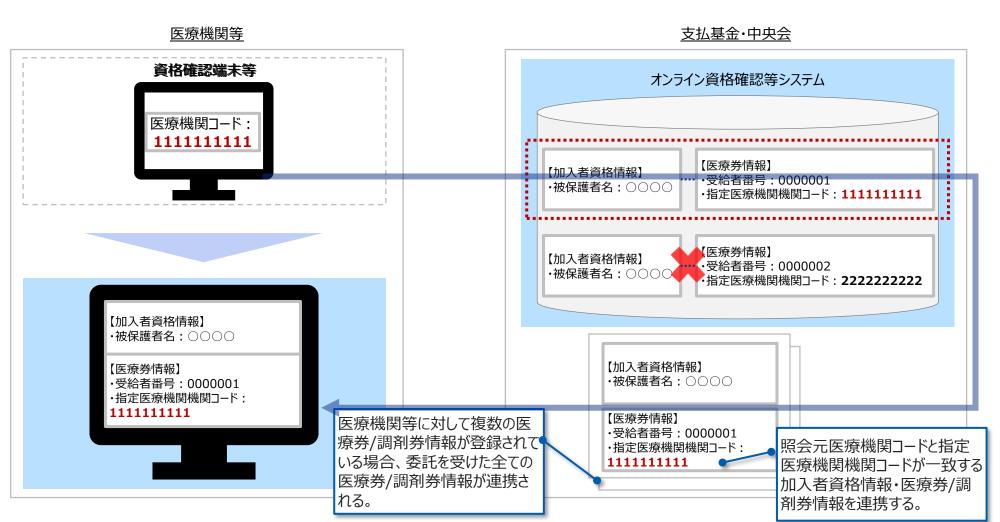
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-4:未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧(4/4)

• 薬局において被保護者が未委託の状態(医療券/調剤券情報の登録前)で資格確認を行った際の業務フロー



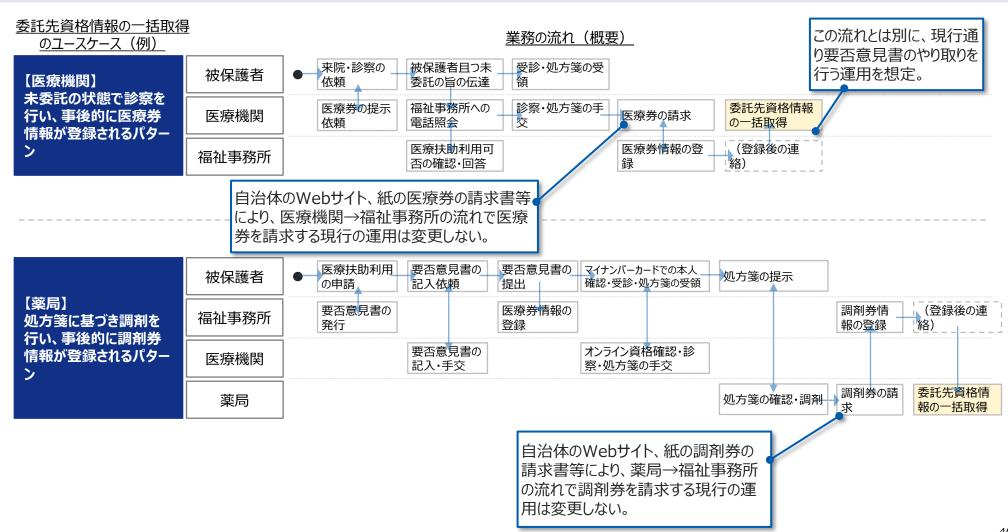
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-6:委託先資格情報の一括取得 (1/4)

- 医療機関は、医療機関コードにより自機関に医療を委託された患者(被保護者)に係る資格情報・医療券/調剤券情報を一括で照会できる。
- 当該機能の活用により、未委託の状態(医療券/調剤券情報の登録前)での受診後に事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧することができる。



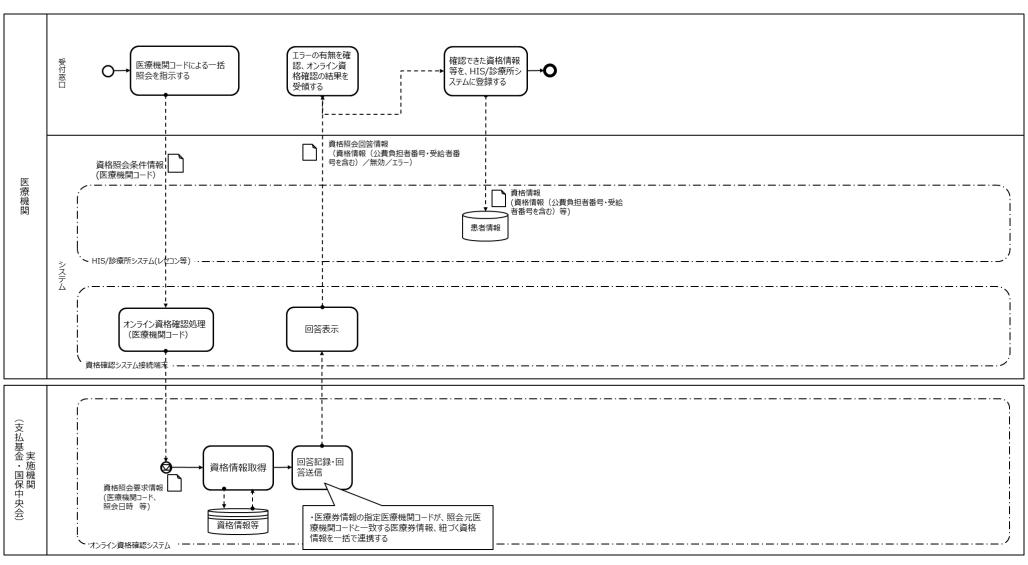
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-6:委託先資格情報の一括取得 (2/4)

- なるべく現行の運用から業務の流れを大きく変更することなく、医療扶助のオンライン資格確認を導入する方針。
- 委託先資格情報の一括取得により、被保護者の再来院を不要としたうえで、事後登録された医療券/調剤券情報を確認する仕組みを実装する想定。



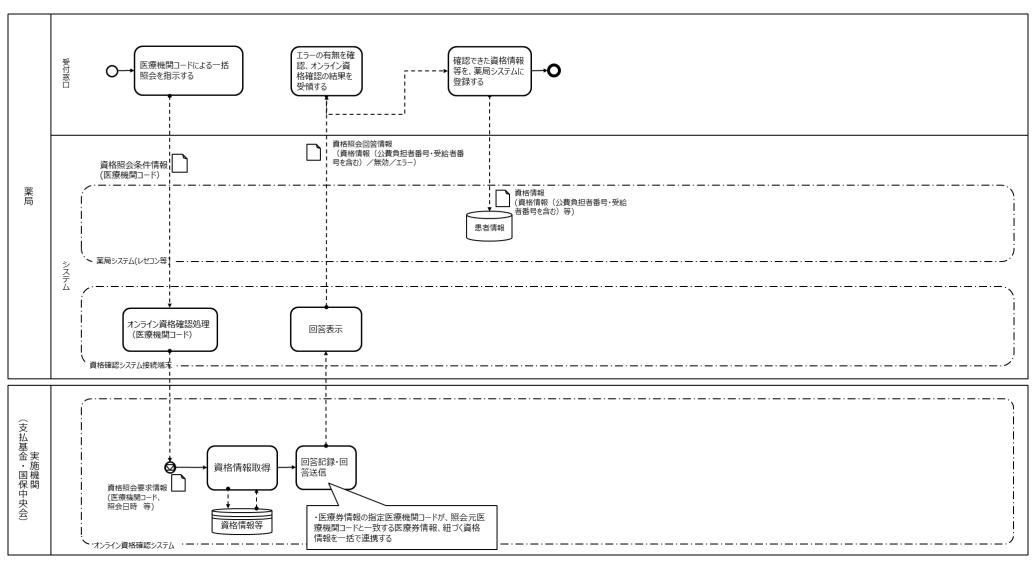
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-6:委託先資格情報の一括取得 (3/4)

医療機関において、医療券情報を一括取得する業務フロー



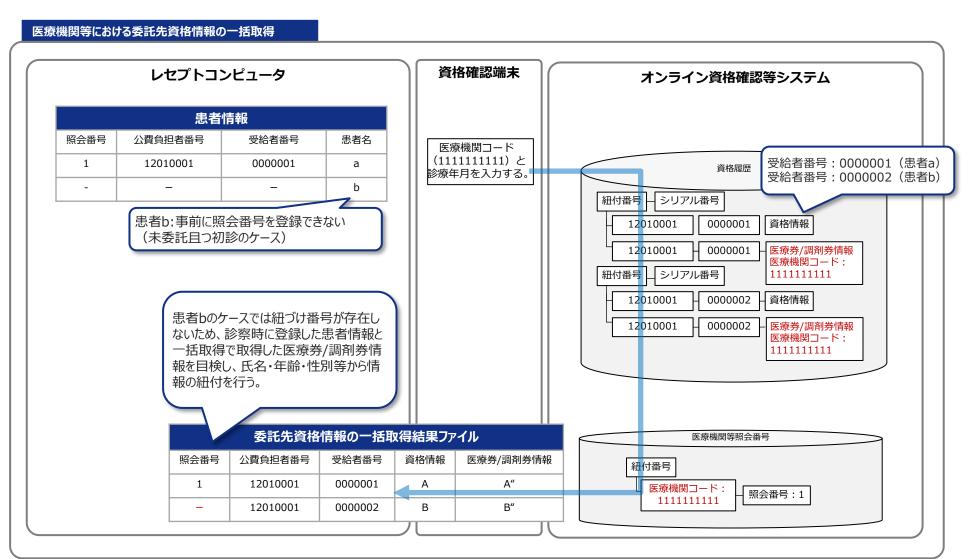
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-6:委託先資格情報の一括取得 (4/4)

薬局において、調剤券情報を一括取得する業務フロー



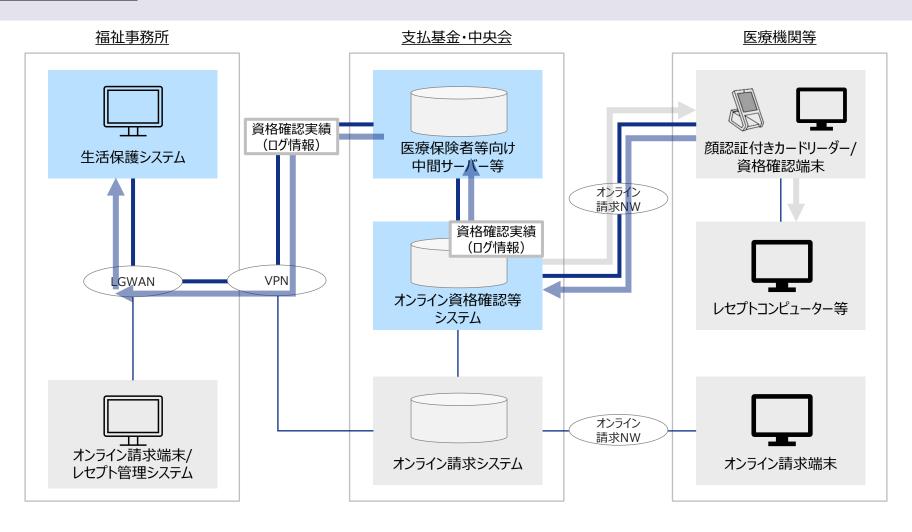
### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ) 項番3-7:委託先資格情報の一括取得の対応 (詳細)

• 未委託且つ初診のケースにおける委託先資格情報の一括取得の運用では、目検での患者情報の紐づけが必要となる。



## 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (IV)

- 一 資格確認実績(ログ情報)の連携
- 被保護者の資格情報が要求された実績を資格確認実績(ログ情報)としてオンライン資格確認等システム→医療保険者等向け中間サーバー等に連携する。
- 生活保護システムは、医療保険者等向け中間サーバー等から<u>資格確認実績(ログ情報)を取得し、頻回受診の傾向</u> がある者等を把握する。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細(IV) 項番4-2:資格確認実績(ログ情報)の活用方法(1/3)

・頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、頻回受診の傾向がある者及び未委 **託の医療機関での受診者の一次スクリーニングには有用**である想定。

#### 解決したい現行の課題

#### 期待される効果

#### 課題

### 頻回受診の傾向があ る者等の把握

- 頻回受診指導が行われているもの の、レセプト情報を活用して頻回受 診指導対象者を特定しているため、 事象(頻回受診)の発生→福祉 事務所の認知→被保護者の指導 に数か月の期間を要している。
- 前日分の資格確認実績(ログ情 報) を**日次で取得可能**になること で、現行より早期に頻回受診の傾 向がある者等の把握→必要に応 じて状況把握や助言等を行うこと ができる。

### レセプト審査の際に初めて未委託 の医療機関等で受診した被保護 者の存在を把握することがある。

未委託の医療機関等で資格確認 を行った被保護者を早期に特定す ることで、制度の原則に反する未委 託の医療機関等での受診件数の 削減に資することができる。

- 資格確認実績(ログ情報)には "診療科目"を含むことができないた め、頻回受診の要件を正確に満た した上で対象者を特定することがで きない。
  - ※診療科目を含む場合、医療機 関等職員によるデータ登録が必要 になり、業務負荷が高まる懸念が ある。
- 受診の実績ではなく、あくまで資格 確認の実績であるため、資格確認 実績(ログ情報)のみで頻回受 診指導対象者及び未委託での受 診者を正確に特定することができな W.

未委託の医療機関等

で資格確認を行った

被保護者の特定

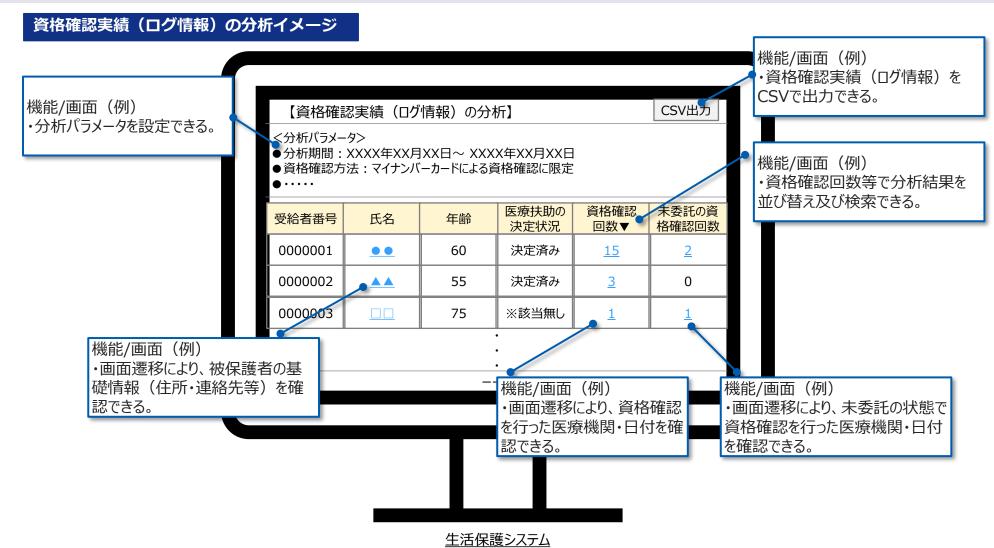
⇒頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、**一次スクリーニングとして**有用である想定。

※資格確認回数があまりにも多い、又は未委託で資格確認を繰り返している場合は当該情報をもって状況把握や、助言等を行う余地がある。

#### 【頻回受診指導の要件】

### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (IV) 項番4-2:資格確認実績(ログ情報)の活用方法(2/3)

- 資格確認実績(ログ情報)の分析結果画面で活用が想定される機能は以下の通り。
- 具体的な機能については、福祉事務所及び自治体ベンダ間で調整の上確定してください。



### 医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (IV) 項番4-2:資格確認実績(ログ情報)の活用方法(3/3)

### 資格確認実績(ログ情報)のデータ項目

#	データ項目	項目説明
1	保険者コード	自治体又は福祉事務所の保険者コードが設定される。
2	公費負担者番号	資格情報内の公費負担者番号が設定される。
3	受給者番号	資格情報内の受給者番号が設定される。
4	医療機関コード	資格確認を行った医療機関コードが設定される。
5	資格確認時の指定日付	資格確認が行われた際に指定された日付(年月日)が設定される。
6	資格確認方法	資格確認の方法が設定される。 01:マイナンバーカードによる照会(単件照会) ※処理時に被保護者が確実に来院/来局 02:受給者番号等による照会(単件照会) ※処理時に被保護者の来院/来局が前提 03:受給者番号等による照会(一括照会) ※処理時に被保護者の来院/来局なしで実施 04:医療機関コードによる一括取得(一括取得)※処理時に被保護者の来院/来局なしで実施
7	処理日時	資格確認が行われた処理日時が設定される。
8	委託有無	資格確認が行われた医療機関等の委託有無(医療券/調剤券情報が登録されていたか)が設定 される。